

大阪市立大学生生活協同組合

第63回 臨時総代会 議案書

2021年11月18日（木） 17時30分より

（受付 17時00分より）

大阪市立大学 杉本キャンパス 旧教養地区北食堂

この議案書は、総代会当日ご持参ください。

議案書目次

第一号議案	合併契約書の承認の件	——	1
第二号議案	合併後の事業計画承認の件	——	7
第三号議案	定款一部変更の件	——	8
第四号議案	諸規約・規則一部変更の件	——	36

<今回の臨時総代会でご確認頂くこと>

大阪市立大学生協同組合・大阪府立大学生協同組合では、2022年4月に統合される「大阪公立大学」開学に合わせ、生協組織の合併を計画しています。

今回の臨時総代会では、大学生協の合併に関する諸事項について議決いただきます。

具体的には、○7月に締結した合併契約書の承認

○合併後の事業計画の承認

○合併後の定款、諸規約・規則の制定 　　　　　　です。

両生協の臨時総代会で議決後、大阪府に2022年4月1日付けで合併する事についての認可申請をおこないます。

第一号議案

合併契約書の承認の件

合併契約書は大阪市立大学生生活協同組合・大阪府立大学生生活協同組合の代表が締結した、合併についての基本的な契約です。2021年7月21日に両生協の代表間で契約締結がおこなわれました。

合併契約書は消費生活協同組合施行規則第11条に基づいて作成されたものです。

この合併契約書について、ご承認をお願いします。

なお、合併により2生協の組合員の皆さんにとって今までの権利が制限されたり、義務が拡大されたりすることはありません。

- ◎ この議案について承認・議決された事項につき、官庁などへの届出等については、本総代会の決議の趣旨に反しない範囲で字句の修正等を理事会に一任願います。

合併契約書

大阪市立大学生生活協同組合（以下「甲」という）と 大阪府立大学生生活協同組合（以下「乙」という）の2組合は、次のとおり合併契約書を締結する。

- 第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。
- 第2条 合併後の甲の地域（職域）は、大阪公立大学（仮称）とする。
- 第3条 合併後の甲の出資一口あたりの金額は、400円とする。
- 第4条 甲の出資金は1口400円で、乙の出資金は1口500円である。合併期日現在における乙の組合員名簿記載の組合員に対し、その所有する出資額を甲の1口額400円で除して得た整数を甲における乙の出資口数とする。なお、残余の金額は払い戻すものとする。
- 第5条 甲及び乙の合併期日は、2022年4月1日とする。ただし、期日前に合併に必要な手続きを完了することが困難な場合には、甲乙の協議によりこれを延期することができる。
- 第6条 甲及び乙の2021年2月28日現在における財産目録及び貸借対照表は別紙のとおりであり、甲及び乙はこれを承認する。
- 第7条 乙は、合併期日の前日現在の貸借対照表、財産目録、その他同日の計算を基礎とし、合併期日においてその資産・負債及び権利義務等の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
乙は、2021年2月28日以降合併期日に至る間において、資産・負債に変動が生じたものについては、別に計算書を付してその内容を甲に明示するものとする。
- 第8条 甲及び乙は、この契約を締結した後、合併期日に至るまで善良なる管理者の注意を持って、協調して、それぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産を管理運営するものとし、その財産に重要な影響を及ぼすような行為をする場合は、あらかじめ甲乙協議して合意の上、これを行うものとする。
- 第9条 甲は、乙の職員を合併期日において、甲の職員として引き続き雇用するものとする。但し、処遇等については、合併期日までに別に甲乙協議の上決定する。
- 第10条 乙の役員に対する退任慰労金は、乙がその規程により支払うものとする。
- 第11条 この契約締結の日より合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲乙の財産あるいは経営状態に重大な変更を生じたとき、もしくは隠れた重大な瑕疵を発見した場合は、甲乙協議して合併条件を変更し、またはこの契約を解除することができるものとする。
- 第12条 甲は、2021年11月18日に総代会を招集し、乙は2021年11月17日に総代会を招集し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求め、その承認決定後、甲及び乙は互いにその旨を通知する。ただし、合併手続きの進行に応じ必要のあるときは、甲乙協議して、その期日を延期することができる。
- 第13条 本契約に定めた条項以外の事項であっても、合併に関して必要な事項が生じたときは、合併条件に影響を及ぼさない限り、甲乙の代表者間において協議し、執行することができる。
- 第14条 本契約は、第12条の定めるところにより両組合の承認を得、かつ行政庁の合併認可を受なければ、その効力を生じない。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙において各自その1通を保有する。

2021年7月21日

(甲) 大阪市住吉区杉本三丁目3番138号大阪市立大学内
大阪市立大学生生活協同組合
理事長

(乙) 大阪府堺市中区学園町1番1号大阪府立大学内
大阪府立大学生生活協同組合
理事長

い 林 哲



森田 裕之



貸借対照表（合併契約書附属資料）

大阪市立大学生活協同組合

2021年2月28日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産	389,516,058	流動負債	226,457,461
現金預金	175,291,924	買掛金	88,401,101
供給未収金	71,713,627	未払金	15,731,872
商品及び原材料	61,644,649	未払法人税等	580,000
前渡金	76,730,000	未払消費税等	0
立替金	0	未払費用	11,830,459
未収消費税等	1,679,900	前受金	86,958,756
未収金	1,979,579	預り金	20,933,073
仮払金	1,250,379	賞与引当金	2,022,200
貸倒引当金（短期）	△ 774,000		
固定資産	67,182,326	固定負債	14,568,141
有形固定資産	6,136,340	退職給付引当金	13,793,730
建物及び附属設備	25,460,371	役員退職給与引当金	774,411
同減価償却累計額	△ 24,619,215	預り保証金	0
	841,156	負債合計	241,025,602
車両運搬具	0	純資産の部	
同減価償却累計額	0	組合員資本	215,672,782
		出資金	269,563,200
器具備品	92,507,689	剰余金	△ 53,890,418
同減価償却累計額	△ 87,212,505	当期末未処理損失金	53,890,418
土地	5,295,184	(うち当期損失金)	30,010,817
無形固定資産	2,516,986		
ソフトウェア	594,700		
電話加入権	1,922,286		
その他固定資産	58,529,000		
関係団体出資金	36,494,000		
長期保有有価証券	25,000		
差入保証金	22,010,000	純資産合計	215,672,782
資産合計	456,698,384	負債・純資産合計	456,698,384

流動性比率	172.00%
当座比率	109.07%
固定比率	31.15%
自己資本比率	47.22%

※2021年度通常総代会で承認された
2020年度損失処理案で、法定準備金
25,000千円取り崩しています。

大阪府立大学生生活協同組合

2021年2月28日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産	203,818,529	流動負債	208,948,568
現金預金	85,213,522	買掛金	49,433,129
供給未収金	28,308,710	未払金	2,253,176
商品及び原材料	23,547,031	未払法人税等	772,000
前渡金	48,901,761	未払消費税等	0
立替金	14,738	未払費用	8,134,437
未収消費税等	4,322,200	前受金	95,824,633
未収金	13,169,241	預り金	50,622,393
仮払金	646,326	賞与引当金	1,908,800
貸倒引当金（短期）	△ 305,000		
固定資産	98,538,415	固定負債	15,246,151
有形固定資産	49,679,280	退職給付引当金	12,423,085
建物及び附属設備	39,725,318	役員退職給与引当金	983,066
同減価償却累計額	△ 32,913,135	預り保証金	1,840,000
	6,812,183	負債合計	224,194,719
車両運搬具	2,000,001	純資産の部	
同減価償却累計額	△ 1,999,998	組合員資本	78,162,225
		出資金	144,907,000
器具備品	101,028,049	剰余金	△ 66,744,775
同減価償却累計額	△ 85,673,855	当期末未処理損失金	66,744,775
土地	15,354,194	(うち当期損失金)	5,989,625
無形固定資産	899,604		
ソフトウェア	0		
電話加入権	899,604		
その他固定資産	47,959,531		
関係団体出資金	3,484,100		
長期保有有価証券	0		
差入保証金	13,118,531	純資産合計	78,162,225
資産合計	302,356,944	負債・純資産合計	302,356,944

流動性比率	97.54%
当座比率	54.33%
固定比率	126.07%
自己資本比率	25.85%

合併生協（試算値）

2021年2月28日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産	593,334,587	流動負債	435,406,029
現金預金	260,505,446	買掛金	137,834,230
供給未収金	100,022,337	未払金	17,985,048
商品及び原材料	85,191,680	未払法人税等	1,352,000
前渡金	125,631,761	未払消費税等	0
立替金	14,738	未払費用	19,964,896
未収消費税等	6,002,100	前受金	182,783,389
未収金	15,148,820	預り金	71,555,466
仮払金	1,896,705	賞与引当金	3,931,000
貸倒引当金（短期）	△ 1,079,000		
固定資産	165,720,741	固定負債	29,814,292
有形固定資産	55,815,620	退職給付引当金	26,216,815
建物及び附属設備	65,185,689	役員退職給与引当金	1,757,477
同減価償却累計額	△ 57,532,350	預り保証金	1,840,000
	7,653,339	負債合計	465,220,321
車両運搬具	2,000,001	純資産の部	
同減価償却累計額	△ 1,999,998	組合員資本	293,835,007
		出資金	414,470,200
器具備品	193,535,738	剰余金	△ 120,635,193
同減価償却累計額	△ 172,886,360	当期末未処理損失金	120,635,193
土地	20,649,378	(うち当期損失金)	36,000,442
無形固定資産	3,416,590		
ソフトウェア	594,700		
電話加入権	2,821,890		
その他固定資産	106,488,531		
関係団体出資金	39,978,100		
長期保有有価証券	25,000		
差入保証金	35,128,531	純資産合計	293,835,007
資産合計	759,055,328	負債・純資産合計	759,055,328

流動性比率	136.27%
当座比率	82.80%
固定比率	56.40%
自己資本比率	38.71%

比較損益計算書（合併契約書附属資料）

（単位：円）

勘定科目	大阪市立大学生生活協同組合		大阪府立大学生生活協同組合		合併生協（両会員合算）	
	19年度実績	20年度実績	19年度実績	20年度実績	19年度実績	20年度実績
供給高	1,213,902,231	889,965,769	869,888,422	540,227,505	2,083,790,653	1,430,193,274
供給値引	11,577,002	11,181,089	9,147,200	9,563,767	20,724,202	20,744,856
純供給高	1,202,325,229	878,784,680	860,741,222	530,663,738	2,063,066,451	1,409,448,418
期首商品棚卸高	74,889,888	78,315,176	24,939,568	25,015,114	99,829,456	103,330,290
仕入高	952,038,629	709,921,363	644,888,667	442,462,087	1,596,927,296	1,152,383,450
期末商品棚卸高	78,315,176	61,644,649	25,015,114	23,547,031	103,330,290	85,191,680
供給剰余金	253,711,888	152,192,790	215,928,101	86,733,568	469,639,989	238,926,358
共済受託手数料収入	6,615,812	6,561,481	6,665,462	6,820,774	13,281,274	13,382,255
供給事業手数料収入	1,039,573	1,233,332	672,773	3,748,390	1,712,346	4,981,722
不動産賃貸収入	0	0	2,529,466	2,959,052	2,529,466	2,959,052
その他手数料収入	14,646,806	11,756,754	18,534,514	14,192,641	33,181,320	25,949,395
その他事業収入計	22,302,191	19,551,567	28,402,215	27,720,857	50,704,406	47,272,424
事業総剰余金	276,014,079	171,744,357	244,330,316	114,454,425	520,344,395	286,198,782
役員報酬	10,060,070	6,275,466	9,214,011	8,905,136	19,274,081	15,180,602
職員給与	39,676,422	37,064,561	17,742,234	22,170,285	57,418,656	59,234,846
定時職員給与	114,646,527	86,544,222	103,219,062	70,034,767	217,865,589	156,578,989
退職給付費用	2,072,000	2,552,130	2,466,809	2,199,044	4,538,809	4,751,174
法定福利費	13,259,657	11,711,979	7,787,212	7,870,041	21,046,869	19,582,020
厚生費	1,147,531	974,998	1,371,555	925,962	2,519,086	1,900,960
役員退職引当金繰入損	605,000	614,723	548,631	563,306	1,153,631	1,178,029
賞与引当金繰入額	2,480,000	2,022,200	2,756,500	1,908,800	5,236,500	3,931,000
派遣人件費	1,820,000	1,820,000	160,000	160,000	1,980,000	1,980,000
人件費合計	185,767,207	149,580,279	145,266,014	114,737,341	331,033,221	264,317,620
教育文化費	2,205,125	183,512	1,402,029	267,797	3,607,154	451,309
広報費	6,085,563	6,080,138	9,560,608	3,068,344	15,646,171	9,148,482
消耗品費	16,383,738	11,900,055	13,601,125	5,954,718	29,984,863	17,854,773
車輜運搬費	2,253,367	3,642,534	1,163,583	1,312,272	3,416,950	4,954,806
貸倒引当金繰入額	0	174,000	0	1,000	0	175,000
施設維持管理費	6,751,444	4,850,568	3,088,930	2,281,152	9,840,374	7,131,720
減価償却費	5,470,549	3,663,195	9,018,852	7,235,521	14,489,401	10,898,716
貸借料	5,042,129	4,416,276	2,053,086	1,979,836	7,095,215	6,396,112
水道光熱費	16,728,822	10,534,812	13,474,330	6,427,321	30,203,152	16,962,133
保険料	393,740	491,310	737,610	768,460	1,131,350	1,259,770
委託採用料	11,012,633	9,952,948	9,896,585	8,513,946	20,909,218	18,466,894
研修採用費	1,175,096	686,175	463,680	149,795	1,638,776	835,970
調査研究費	86,150	138,388	169,529	19,350	255,679	157,738
会議費	1,132,119	673,562	864,504	104,424	1,996,623	777,986
諸会費	4,675,850	3,907,150	3,740,505	2,967,410	8,416,355	6,874,560
渉外費	76,822	0	0	0	76,822	0
租税公課	237,692	229,676	1,001,134	859,785	1,238,826	1,089,461
通信交通費	3,346,445	3,946,357	4,393,069	3,550,878	7,739,514	7,497,235
雑費	55,029	51,972	127,828	13,304	182,857	65,276
事業連合委託費	19,231,000	19,809,000	17,275,000	17,211,000	36,506,000	37,020,000
物件費合計	102,343,313	85,331,628	92,031,987	62,686,313	194,375,300	148,017,941
事業経費合計	288,110,520	234,911,907	237,298,001	177,423,654	525,408,521	412,335,561
事業剰余金	△ 12,096,441	△ 63,167,550	7,032,315	△ 62,969,229	△ 5,064,126	△ 126,136,779
受取利息	581	612	550	572	1,131	1,184
受取配当金	39,105	38,608	45,301	42,600	84,406	81,208
雑収入	15,722,756	12,086,859	15,840,545	35,604,441	31,563,301	47,691,300
事業外収益	15,762,442	12,126,079	15,886,396	35,647,613	31,648,838	47,773,692
雑損	277,674	928,631	9,234,455	3,490,239	9,512,129	4,418,870
事業外費用	277,674	928,631	9,234,455	3,490,239	9,512,129	4,418,870
経常剰余金	3,388,327	△ 51,970,102	13,684,256	△ 30,811,855	17,072,583	△ 82,781,957
特別利益	9,266,800	33,277,246	0	25,934,230	9,266,800	59,211,476
特別損失	8	10,737,961	22,971	340,000	22,979	11,077,961
税引前当期剰余金	12,655,119	△ 29,430,817	13,661,285	△ 5,217,625	26,316,404	△ 34,648,442
法人税等	1,366,283	580,000	772,000	772,000	2,138,283	1,352,000
当期剰余金	11,288,836	△ 30,010,817	12,889,285	△ 5,989,625	24,178,121	△ 36,000,442
当期首繰越剰余金	△ 60,168,437	△ 48,879,601	△ 73,644,435	△ 60,755,150	△ 133,812,872	△ 109,634,751
当期末処分剰余金	△ 48,879,601	△ 53,890,418	△ 60,755,150	△ 66,744,775	△ 109,634,751	△ 120,635,193

※市大生協2021年度通常総代会で承認された2020年度損失処理案で、法定準備金25,000千円取り崩しています。

第一号議案 補足資料

経過報告

大阪市立大学、大阪府立大学の統合の検討に連動して、生協でも議論、検討を進めて参りました。

- 2019年 4月 公立大学法人大阪 設立
秋頃から 両大学生協で意見交換を開始
12月 大学法人に向けて「新大学における大学生協プラン」ご紹介
- 2020年 6月 両生協 2020年度総代会にて活動方針確認
「新大学の設置に伴い、大学生協組織の将来についての検討を開始します」
7月20日 両生協理事長懇談会を開催
「大学生協組織の将来についての検討委員会」設置確認
8月-12月 「検討委員会」を計5回開催
両生協は合併することが妥当であるとの結論を得る 時期は2022年4月1日
「合併趣意書案」の検討、両生協理事会へ上程
12月14日 大学法人執行部の皆さまへ「新大学における大学生協」ご説明
大学生協との包括連携協定の検討開始
- 2021年 1月 「生協合併準備委員会」を設置し、月1回開催 合わせて実務協議も開始
3月 両生協理事会で「合併趣意書案」を議決 HPで公開
5月 両生協 2021年度総代会にて「合併に向けての検討開始」を承認
6月 両生協理事会で「合併契約書案」を議決
7月21日 合併契約書 調印

今後の予定

- 2021年 11月19日 合併の通知・公告
両生協組合員に対して合併議決の通知
債権者保護のための合併議決の公告と個別催告
12月 大阪府へ合併認可の申請、定款変更申請
認可申請に向けて大阪府と事前協議を行っています。
- 2022年 2~3月 合併の認可
4月1日 大阪公立大学 開学
生協の合併 大阪公立大学生協同組合（仮称）誕生

生協の概要

大阪市立大学生協同組合

所在地 大阪市住吉区杉本三丁目3番138号 大阪市立大学内

代表者 理事長 小林哲（経営学研究科教員）

設立 1951年9月

出資金及び総口数 269,563,200円 673,908口（2021年2月末現在）

組合員数 11,086人（2021年2月末現在）

事業実績の推移

（単位：円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
組合員数	12,788	12,042	11,760	11,086
出資金額	293,388,800	283,969,600	280,314,400	269,563,200
供給高	1,202,057,768	1,177,485,716	1,213,902,231	889,965,769
その他事業収入	22,588,445	22,818,037	22,302,191	19,551,567
経常剰余金	△ 9,634,980	△ 19,487,021	3,388,327	△ 51,970,102
正規職員	7	6	6	7
パート職員	166	157	126	106

供給高概況

（単位：円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
物品	489,561,529	463,527,932	477,922,055	461,402,460
書籍	227,849,191	209,778,808	231,823,503	189,619,118
食堂	200,527,028	202,731,663	212,520,611	85,162,761
旅行サービス	254,536,294	279,104,683	269,433,041	131,332,386
就職支援	28,760,828	21,526,452	21,379,170	22,323,687
その他	822,898	816,178	823,851	125,357
合計	1,202,057,768	1,177,485,716	1,213,902,231	889,965,769

大阪府立大学生協同組合

所在地 大阪府堺市中区学園町1番1号 大阪府立大学内

代表者 森田裕之（第1学系群現代システム科学系教員）

設立 1962年4月

出資金及び総口数 144,907,000円 289,814口（2021年2月末現在）

組合員数 7,461人（2021年2月末現在）

事業実績の推移

（単位：円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
組合員数	7,820	8,017	8,349	7,461
出資金額	151,608,000	155,635,500	162,609,800	144,907,000
供給高	924,261,507	902,001,796	869,888,422	540,227,505
その他事業収入	28,620,351	30,435,154	28,402,215	27,720,857
経常剰余金	11,553,611	11,394,617	13,684,256	△ 30,811,855
正規職員	5	4	3	4
パート職員	87	88	86	78

供給高概況

（単位：円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
物品	362,064,967	364,503,084	339,077,622	241,202,096
書籍	169,243,333	158,150,650	151,858,426	138,974,263
食堂	196,801,940	202,716,524	202,845,762	39,955,971
旅行サービス	195,785,557	176,249,383	175,826,972	120,010,025
その他	365,710	382,155	279,640	85,150
合計	924,261,507	902,001,796	869,888,422	540,227,505

第二号議案

合併後の事業計画承認の件

本来、合併後3年間の事業計画を示すところですが、2025年に大学環境が大きく変化することが想定されるため、2026年度までの5年間の事業計画を示します。

- ① 合併することで合計5キャンパスのどの店舗も、組合員として利用して頂くことができます。
- ② 合併により運営基盤を強固にし、運営ノウハウを結集させ、合わせて二重業務などを削減し運営の効率化を図ります。それにより、運営経費の削減を目指します。
- ③ コロナ禍の影響もあり、近年の事業運営は大変厳しい状況です。その中においても、2025年に開設予定の森之宮キャンパスでの福利厚生事業（食堂・カフェ・売店）の受託を実現し、事業を拡大します。
- ④ 新キャンパス開設により、各キャンパスの学生数に変動が発生します。2025年度以降はより運営を工夫し、前述の要件が経営悪化に繋がらないよう努めます。
- ⑤ 合併当初は累積欠損金をすぐに解消できる見込みは小さいですが、まずは単年度黒字を目指し、2025年の森之宮キャンパス開設（予定）を契機として累積欠損金解消を加速します。
- ⑥ 合わせて財務基盤の強化にも取り組みます。教職員の加入率向上の取り組みや非組合員向け価格の導入などを進めます。組合員メリットをしっかりと提示し、それにより加入者を増やすことで出資金額を増強し、より健全な事業運営を目指します。

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
組合員数	18,000	19,000	19,000	19,500	19,500
総供給高	1,800,000	1,850,000	1,900,000	2,100,000	2,100,000
供給総剰余	396,000	407,000	418,000	462,000	462,000
共済手数料収入	14,000	14,000	15,000	15,000	15,000
供給事業手数料	5,000	5,000	5,000	6,000	6,000
不動産賃貸収入	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
その他手数料収入	27,000	28,000	28,000	29,000	29,000
供給事業総剰余	445,000	457,000	469,000	515,000	515,000
人件費計	278,000	280,000	283,000	301,000	301,000
物件費計	148,000	148,000	148,000	156,000	156,000
事業連合委託費	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
事業経費合計	463,000	465,000	468,000	494,000	494,000
事業剰余	▲ 18,000	▲ 8,000	1,000	21,000	21,000
事業外収益	10,000	10,000	10,000	12,000	12,000
事業外費用	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
経常剰余	▲ 10,000	0	9,000	31,000	31,000
特別利益	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000
特別損失	0	0	0	0	0
税引前当期剰余金	1,000	10,000	18,000	39,000	38,000

◎この議案について承認・議決された事項につき、官庁などへの届出等については、本総代会の決議の趣旨に反しない範囲で字句の修正等を理事会に一任願います。

第三号議案

定款一部変更の件

大阪府立大学生生活協同組合との合併に伴い、大阪市立大学生生活協同組合の定款を一部変更します。但し、合併期日である 2022 年 4 月 1 日から有効とします。

この改正は本総代会の議決を経た後に、大阪府知事の認可を得て有効となります。

1 変更の内容

別添新旧対照表をご覧ください。また、大阪府立大学生生活協同組合の定款との重要な相違点と変更内容については以下の通りです。

変更案	現行市大生協	府大生協
事務所の所在地（第 5 条） 大阪府大阪市にします。	大阪市住吉区杉本 3 丁目 3 番 1 3 8 号大阪市立大学内	大阪府堺市
出資 1 口金額（第 15 条） 1 口 400 円にします。	1 口 400 円	1 口 500 円
役員の数（第 18 条） 理事 18 人以上 23 人以内にします。	理事 21 人以上 26 人以内	理事 15 人以上 20 人以内
役付役員（第 28 条） 理事長 1 人 専務理事 1 人 必要に応じて常務理事若干名 を理事会において互選します。	理事長 1 人 専務理事 1 人 必要に応じて常務理事若干名 を理事会において互選	理事長 1 人 専務理事 1 人 副理事長 1 人以上 2 人以内 常任理事 2 人以上 4 人以内 を理事会において互選
顧問 顧問を廃止します。	第 41 条で顧問を規定	規定なし
総代の定数（第 48 条） 150 人以上 200 人以内にします。	100 人以上 150 人以内	150 人以上 200 人以内

2 変更の理由

大阪府立大学生生活協同組合との合併に向けて、変更をおこないます。共に歴史のある生協のため、定款で定める項目が何力所か違っていました。両生協で真摯に協議を重ね、上項のように改正します。

また、この機会に模範定款例や大学生協連モデル定款に則して文言の修正をおこないます。

◎この議案について承認・議決された事項につき、官庁などへの届出等については、本総代会の決議の趣旨に反しない範囲で字句の修正等を理事会に一任願います。

第三号議案 定款一部変更の件 新旧対照表

変更案	大阪市立大学生協 現行定款
目次	目次
第1章 総則（第1条～第5条）	第1章 総則（第1条～第5条）
第2章 組合員及び出資金（第6条～第17条）	第2章 組合員及び出資金（第6条～第17条）
第3章 役職員（第18条～ <u>第41条</u> ）	第3章 役職員（第18条～ <u>第42条</u> ）
第4章 総代会及び総会（ <u>第42条</u> ～ <u>第65条</u> ）	第4章 総代会及び総会（ <u>第43条</u> ～ <u>第66条</u> ）
第5章 事業の執行（ <u>第66条</u> ～ <u>第67条</u> ）	第5章 事業の執行（ <u>第67条</u> ～ <u>第68条</u> ）
第6章 会計（ <u>第68条</u> ～ <u>第80条</u> ）	第6章 会計（ <u>第69条</u> ～ <u>第81条</u> ）
第7章 解散（ <u>第81条</u> ～ <u>第82条</u> ）	第7章 解散（ <u>第82条</u> ～ <u>第83条</u> ）
第8章 雑則（ <u>第83条</u> ～ <u>第85条</u> ）	第8章 雑則（ <u>第84条</u> ～ <u>第86条</u> ）
附則	附則
第1章 総 則	第1章 総 則
（目 的）	（目 的）
第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。	第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。
（名 称）	（名 称）
第2条 この組合は、 <u>大阪公立大学生生活協同組合</u> という。	第2条 この組合は、 <u>大阪市立大学生生活協同組合</u> という。
（事 業）	（事 業）
第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。	第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業	(1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
(2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業	(2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
(3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業	(3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
(4) 組合員の生活の共済を図る事業	(4) 組合員の生活の共済を図る事業
(5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業	(5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
(6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関	(6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関

<p>する事業</p> <p>(7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(8) 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>(区 域)</p> <p>第4条 この組合の区域は、<u>大阪公立大学</u>の職域とする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第5条 この組合は、事務所を<u>大阪府大阪市</u>に置く。</p> <p>第2章 組合員及び出資金</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第6条 この組合の区域内に勤務又は通学する者は、この組合の組合員となることができる。</p> <p>2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。</p> <p>(加入の申込み)</p> <p>第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。</p> <p>2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。</p> <p>3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。</p> <p>4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員</p>	<p>する事業</p> <p>(7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(8) 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>(区 域)</p> <p>第4条 この組合の区域は、<u>大阪市立大学</u>の職域とする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第5条 この組合は、事務所を<u>大阪市住吉区杉本3丁目3番138号大阪市立大学内</u>に置く。</p> <p>第2章 組合員及び出資金</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第6条 この組合の区域内に勤務又は通学する者は、この組合の組合員となることができる。</p> <p>2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。</p> <p>(加入の申込み)</p> <p>第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。</p> <p>2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。</p> <p>3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。</p> <p>4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員</p>
--	--

<p>となる。</p> <p>5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。</p> <p>(加入承認の申請)</p> <p>第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。</p> <p>2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。</p> <p>4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。</p> <p>5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。</p> <p>(自由脱退)</p> <p>第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。</p> <p>(法定脱退)</p> <p>第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。</p> <p>(1) 組合員たる資格の喪失</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 除名</p> <p>(除名)</p> <p>第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。</p>	<p>となる。</p> <p>5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。</p> <p>(加入承認の申請)</p> <p>第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。</p> <p>2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。</p> <p>4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。</p> <p>5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。</p> <p>(自由脱退)</p> <p>第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。</p> <p>(法定脱退)</p> <p>第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。</p> <p>(1) 組合員たる資格の喪失</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 除名</p> <p>(除名)</p> <p>第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。</p>
---	---

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
- (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、400円とし、全額

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
- (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、400円とし、全額一

一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

(1) 理事 18人以上 23人以内

(2) 監事 3人以上 5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 役員選挙は、無記名投票によって行い、投票は、1人につき1票とする。

(役員補充)

時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

(1) 理事 21人以上、26人以内

(2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 役員選挙は総代無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

(役員補充)

<p>第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第21条 理事の任期は、1年、監事の任期は、1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。</p> <p>2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。</p> <p>3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。</p> <p>4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。</p> <p>(役員兼職禁止)</p> <p>第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。</p> <p>(1) この組合の理事又は使用人</p> <p>(2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人</p> <p>(役員責任)</p> <p>第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。</p> <p>4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免</p>	<p>第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。</p> <p>2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。</p> <p>3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。</p> <p>4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。</p> <p>(役員兼職禁止)</p> <p>第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。</p> <p>(1) この組合の理事又は使用人</p> <p>(2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人</p> <p>(役員責任)</p> <p>第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>3 前項の任務を怠ってなされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。</p> <p>4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免</p>
--	---

<p>除することができない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。</p> <p>6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額</p> <p>(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p>(3) 責任を免除すべき理由及び免除額</p> <p>7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出する<u>には</u>、各監事の同意を得なければならない。</p> <p>8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与<u>えるときは</u>、総代会の承認を受けなければならない。</p> <p>9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記載すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>ロ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。</p>	<p>除することができない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。</p> <p>6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額</p> <p>(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p>(3) 責任を免除すべき理由及び免除額</p> <p>7 理事は、第2項による<u>理事の責任の免除</u>(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出する<u>ときは</u>、各監事の同意を得なければならない。</p> <p>8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。</p> <p>9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記載すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>ロ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>(2) 監事 監査報告に記載し、又は<u>記録</u>すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。</p>
---	--

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引を行うとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引を行うとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に

<p>提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。</p> <p>2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。</p> <p>3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。</p> <p>(代表理事)</p> <p>第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。</p> <p>2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(理事長、専務理事及び常務理事)</p> <p>第28条 理事は、理事長1人及び専務理事1人を理事会において互選する。また、必要に応じて常務理事若干名を理事会において互選することができる。</p> <p>2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。</p> <p>3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。</p> <p>5 理事は、理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。</p> <p>(理事会)</p> <p>第29条 理事会は、理事をもって組織する。</p> <p>2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p>	<p>提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。</p> <p>2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。</p> <p>3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。</p> <p>(代表理事)</p> <p>第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、代表理事という。）を選定しなければならない。</p> <p>2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(理事長、専務理事及び常務理事)</p> <p>第28条 理事は、理事長1人及び専務理事1人を理事会において互選する。また、必要に応じて常務理事若干名を理事会において互選することができる。</p> <p>2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。</p> <p>3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。</p> <p>5 理事は、理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。</p> <p>(理事会)</p> <p>第29条 理事会は、理事をもって組織する。</p> <p>2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p>
--	--

<p>5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p> <p>6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(理事会招集手続)</p> <p>第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を<u>発して</u>しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項</p> <p>(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項</p> <p>(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止</p> <p>(4) 取引金融機関の決定</p> <p>(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項</p> <p>(理事会の議決方法)</p> <p>第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p>	<p>5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p> <p>6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(理事会招集手続)</p> <p>第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(<u>電磁的方法を含む</u>)を<u>発し</u>なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項</p> <p>(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項</p> <p>(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止</p> <p>(4) 取引金融機関の決定</p> <p>(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項</p> <p>(理事会の議決方法)</p> <p>第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、<u>その議決に加わることができない</u>。</p>
---	---

<p>3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>(理事会の議事録)</p> <p>第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。</p> <p>(定款等の備置)</p> <p>第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 規約</p> <p>(3) 理事会の議事録</p> <p>(4) 総代会の議事録</p> <p>(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。)</p> <p>2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。</p> <p>3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p>	<p>3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該議案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>(理事会の議事録)</p> <p>第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。</p> <p>(定款等の備置)</p> <p>第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 規約</p> <p>(3) 理事会の議事録</p> <p>(4) 総代会の議事録</p> <p>(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。)</p> <p>2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p>
--	--

(監事の職務及び権限)

- 第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。
この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(監事の職務及び権限)

- 第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 7 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 8 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任(選任若しくは解任又は辞任)について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

<p>(理事の報告義務)</p> <p>第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。</p> <p>(監事による理事の行為の差止め)</p> <p>第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。</p> <p>(監事の代表権)</p> <p>第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。</p> <p>(1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、<u>また</u>、理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合</p> <p>(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合</p> <p>(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合</p> <p>(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合</p> <p>(組合員による理事の不正行為等の差止め)</p> <p>第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当</p>	<p>(理事の報告義務)</p> <p>第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。</p> <p>(監事による理事の行為の差止め)</p> <p>第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。</p> <p>(監事の代表権)</p> <p>第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。</p> <p>(1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、<u>又</u>理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合</p> <p>(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合</p> <p>(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合</p> <p>(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合</p> <p>(組合員による理事の不正行為等の差止め)</p> <p>第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当</p>
--	--

<p>該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>(組合員の調査請求)</p> <p>第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。</p> <p>2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。</p> <p><削除></p> <p>(職員)</p> <p>第41条 この組合の職員は、理事長が任免する。</p> <p>2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第4章 総代会及び総会</p> <p>(総代会の設置)</p> <p>第42条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。</p> <p>(総代の定数)</p> <p>第43条 総代の定数は、<u>150人以上200人以上</u>において総代選挙規約で定める。</p> <p>(総代の選挙)</p> <p>第44条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。</p> <p>(総代の補充)</p> <p>第45条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。</p>	<p>該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>(組合員の調査請求)</p> <p>第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。</p> <p>2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。</p> <p><u>(顧問)</u></p> <p><u>第41条 この組合に、顧問を置くことができる。</u></p> <p><u>2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。</u></p> <p><u>3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。</p> <p>2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第4章 総代会及び総会</p> <p>(総代会の設置)</p> <p>第43条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。</p> <p>(総代の定数)</p> <p>第44条 総代の定数は、<u>100人以上150人以上</u>において総代選挙規約で定める。</p> <p>(総代の選挙)</p> <p>第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。</p> <p>(総代の補充)</p> <p>第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。</p>
---	--

<p>(総代の職務執行)</p> <p><u>第46条</u> 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>(総代の任期)</p> <p><u>第47条</u> 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。</p> <p>2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。</p> <p>(総代名簿)</p> <p><u>第48条</u> 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。</p> <p>(通常総代会の招集)</p> <p><u>第49条</u> 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。</p> <p>(臨時総代会の招集)</p> <p><u>第50条</u> 臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。</p> <p>(総代会の招集者)</p> <p><u>第51条</u> 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。</p>	<p>(総代の職務執行)</p> <p><u>第47条</u> 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>(総代の任期)</p> <p><u>第48条</u> 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。</p> <p>2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。</p> <p>(総代名簿)</p> <p><u>第49条</u> 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。</p> <p>(通常総代会の招集)</p> <p><u>第50条</u> 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。</p> <p>(臨時総代会の招集)</p> <p><u>第51条</u> 臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求した時は、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。</p> <p>(総代会の招集者)</p> <p><u>第52条</u> 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。</p>
---	--

(総代会の招集手続)

第52条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第53条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第54条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第52条各項の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第55条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時および場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の召集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第53条各項の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(5) 出資一口の金額の減少

(6) 事業報告書及び決算関係書類

(7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第52条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第56条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第57条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が

(5) 出資一口の金額の減少

(6) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下、「決算関係書類」という。）及び事業報告書

(7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が

<p>著しく容易である場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該組合員を除く。)の権利を侵害することとなる場合</p> <p>(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合</p> <p>(議決権及び選挙権)</p> <p><u>第58条</u> 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>(総代会の議決方法)</p> <p><u>第59条</u> 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。</p> <p>3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。</p> <p>4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。</p> <p>(総代会の特別議決方法)</p> <p><u>第60条</u> 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び合併</p> <p>(3) 組合員の除名</p> <p>(4) 事業の全部の譲渡</p> <p>(5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除</p> <p>(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)</p> <p><u>第61条</u> 総代は、<u>第52条</u>第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代</p>	<p>著しく容易である場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該組合員を除く。)の権利を侵害することとなる場合</p> <p>(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合</p> <p>(議決権及び選挙権)</p> <p><u>第59条</u> 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>(総代会の議決方法)</p> <p><u>第60条</u> 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。</p> <p>3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。</p> <p>4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。</p> <p>(総代会の特別議決方法)</p> <p><u>第61条</u> 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その<u>議決権</u>の3分の2以上の多数で決しなければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び合併</p> <p>(3) 組合員の除名</p> <p>(4) 事業の全部の譲渡</p> <p>(5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除</p> <p>(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)</p> <p><u>第62条</u> 総代は、<u>第53条</u>第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代</p>
---	--

理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第52条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第65条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第62条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第63条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第64条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この

理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第66条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この

場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内に行ななければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第65条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第66条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第67条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用具品、楽器、写真用品、コピー、時計、飲料、食料品、酒、葉書・切手類、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の種類は、食堂及び喫茶とする。

3 第3条第3号に規定する生活の改善及び文化の向上を図る事業は、講演会、音楽会、映画会及び基礎的技能習得、各種資格取得並びに就職対策のための諸講座を大学内あるいは近隣の施設を使用して開催する事業とする。

4 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。

(1) 全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一

場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内に行ななければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第66条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用具品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、酒、葉書・切手類、プレイガイド、斡旋物資、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の種類は、食堂及び喫茶とする。

3 第3条第3号に規定する生活の改善及び文化の向上を図る事業は、講演会、音楽会、映画会及び基礎的技能習得、各種資格取得並びに就職対策のための諸講座を大学内あるいは近隣の施設を使用して開催する事業とする。

4 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業及び短期火災共済事業並びに日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合

<p>部を受託する受託共済事業</p> <p>(2) <u>日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業</u></p> <p>第6章 会計</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第68条</u> この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>(財務処理)</p> <p><u>第69条</u> この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及び<u>その</u>附属明細書を作成するものとする。</p> <p>(収支の明示)</p> <p><u>第70条</u> この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。</p> <p>(法定準備金)</p> <p><u>第71条</u> この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。</p> <p>(教育事業等繰越金)</p> <p><u>第72条</u> この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部</p>	<p><u>共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</u></p> <p>第6章 会計</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第69条</u> この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>(財務処理)</p> <p><u>第70条</u> この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及び<u>事業報告書並びにこれらの</u>附属明細書を作成するものとする。</p> <p>(収支の明示)</p> <p><u>第71条</u> この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。</p> <p>(法定準備金)</p> <p><u>第72条</u> この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。</p> <p>(教育事業等繰越金)</p> <p><u>第73条</u> この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部</p>
--	---

を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第73条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第74条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第71条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第72条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書（利用高券・レシート等）を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分

を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第74条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第75条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第72条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第73条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書、レシート等を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分

量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)を提出してこれをしなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第75条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当

量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書、レシート等を提出してこれをしなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書、レシート等によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第76条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当

金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第76条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第77条 この組合は、剰余金について、第73条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のでん補)

第78条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第77条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第78条 この組合は、剰余金について、第74条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のでん補)

第79条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

<p>(投機取引等の禁止)</p> <p><u>第79条</u> この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。</p> <p>(組合員に対する情報開示)</p> <p><u>第80条</u> この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。</p> <p>第7章 解 散</p> <p>(解 散)</p> <p><u>第81条</u> この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる事業の成功の不能</p> <p>(2) 合併</p> <p>(3) 破産手続開始の決定</p> <p>(4) 行政庁の解散命令</p> <p>2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学する者を除く。）が20人未満になったときは、解散する。</p> <p>3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p><u>第82条</u> この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。</p> <p>第8章 雑 則</p>	<p>(投機取引等の禁止)</p> <p><u>第80条</u> この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。</p> <p>(組合員に対する情報開示)</p> <p><u>第81条</u> この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。</p> <p>第7章 解 散</p> <p>(解 散)</p> <p><u>第82条</u> この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる事業の成功の不能</p> <p>(2) 合併</p> <p>(3) 破産手続開始の決定</p> <p>(4) 行政庁の解散命令</p> <p>2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学する者を除く。）が20人未満になったときは、解散する。</p> <p>3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p><u>第83条</u> この組合が解散（合併又は破産手続開始の決定による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。</p> <p>第8章 雑 則</p>
--	---

<p>(公告の方法)</p> <p><u>第83条</u> この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。</p> <p>2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。</p> <p>(組合の組合員に対する通知及び催告)</p> <p><u>第84条</u> この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。</p> <p>2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。</p> <p>(実施規則)</p> <p><u>第85条</u> この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この定款は、この組合成立の日から施行する。</p> <p>1962年 7月 13日制定 1963年 6月 13日改正 1967年 6月 24日改正 1984年 6月 9日改正 1985年 6月 8日改正 1986年 6月 7日改正 1991年 6月 8日改正 1992年 6月 6日改正 1993年 6月 12日改定</p>	<p>(公告の方法)</p> <p><u>第84条</u> この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。</p> <p>2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。</p> <p>(組合の組合員に対する通知及び催告)</p> <p><u>第85条</u> この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。</p> <p>2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。</p> <p>(実施規則)</p> <p><u>第86条</u> この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この定款は、この組合成立の日から施行する。</p> <p>1962年 7月 13日制定 1963年 6月 13日改正 1967年 6月 24日改正 1984年 6月 9日改正 1985年 6月 8日改正 1986年 6月 7日改正 1991年 6月 8日改正 1992年 6月 6日改正 1993年 6月 12日改定</p>
---	---

1997年 5月 31日改定	1997年 5月 31日改定
2001年 7月 27日改定	2001年 7月 27日改定
2004年 12月 28日改定	2004年 12月 28日改定
2008年 5月 17日改定	2008年 5月 17日改定
2011年 6月 6日改定	2011年 6月 6日改定
2013年 6月 24日改定	2013年 6月 24日改定
2017年 6月 6日改定	2017年 6月 6日改定
2020年 6月 10日改定	2020年 6月 10日改定
2021年 6月 7日改定	2021年 6月 7日改定
<u>2022年 4月 1日改定施行</u>	

第四号議案

諸規約・規則一部変更の件

大阪府立大学生生活協同組合との合併に伴い、大阪市立大学生生活協同組合の以下の諸規約・規則を一部変更します。但し、合併期日である 2022 年 4 月 1 日から有効とします。

1 変更する諸規約・規則

総会及び総代会運営規約

総代選挙規約

役員選挙規約

理事会規則

監事監査規則

2 変更の内容

別添新旧対照表をご覧ください。

3 変更の理由

大阪府立大学生生活協同組合との合併に向けて、変更をおこないます。

大きな趣旨の違いはありませんが、大学生協名の変更と、大学生協連モデル例に則して文言の修正をおこないます。

◎この議案について承認・議決された事項につき、官庁などへの届出等については、本総代会の決議の趣旨に反しない範囲で字句の修正等を理事会に一任願います。

第四号議案 諸規約・規則一部変更の件 新旧対照表 (変更箇所抜粋)

新旧対照表全文データは PDF でご提供します

総会および総代会運営規約変更案 新旧対照表

変更案	現行条文
<p>(総則)</p> <p>第1条 この規約は、定款第65条に基づき、<u>大阪公立大学生協同組合</u> (以下、「組合」という。)の総代会の運営について定める。</p> <p>2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。</p> <p>3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。</p> <p>(資格確認)</p> <p>第2条 総代会に実出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。</p> <p>2 定款第61条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。</p> <p>(議決権及び選挙権の書面による行使)</p> <p>第3条 定款第61条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。</p> <p>(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面 (以下、「書面議決書」という。)</p> <p>(2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの</p> <p>2 第9条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。</p> <p>(開会)</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 この規約は、定款第66条に基づき、<u>大阪市立大学生協同組合</u> (以下、「組合」という。)の総代会の運営について定める。</p> <p>2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。</p> <p>3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。</p> <p>(資格確認)</p> <p>第2条 総代会に実出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。</p> <p>2 定款第62条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。</p> <p>(議決権及び選挙権の書面による行使)</p> <p>第3条 定款第62条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。</p> <p>(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面 (以下、「書面議決書」という。)</p> <p>(2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの</p> <p>2 第9条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。</p> <p>(開会)</p>

第5条 出席者が定款第56条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

(質問に対する説明)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する説明は、理事会が提案した議案に関する質問については理事長又は理事長が指名した者が、監事が提案した議案又は監査に関する質問については監事又は監事が指名した者が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合
- (4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

3 理事又は監事は、議長の許可を得て職員等の補助者に説明させることができる。

(修正動議)

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、「修正動議」という。)を提出する場合には、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会の会日の5日前までに、文書で理事長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。

4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その

第5条 出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

(質問に対する説明)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する説明は、理事会が提案した議案に関する質問については理事長又は理事長が指名した者が、監事が提案した議案又は監査に関する質問については監事又は監事が指名した者が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合
- (4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

(修正動議)

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、「修正動議」という。)を提出する場合には、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会の会日の3日前までに、文書で理事長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。

4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その

修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほかに総代 10 人以上が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。

- 5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。
- 6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。
- 7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。
- 8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

（緊急動議）

第 14 条 総代は、定款第 55 条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

- 2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第 3 項及び第 4 項の定めを準用する。
- 3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。
- 4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第 5 条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

（施行期日）

- 1 この規約は、この組合の成立の日から施行する。
- 1 1962 年 7 月 13 日制定・施行する
- 1 2002 年 5 月 25 日一部改正・施行する

修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほかに総代 10 人以上が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。

- 5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。
- 6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。
- 7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。
- 8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

（緊急動議）

第 14 条 総代は、定款第 56 条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

- 2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第 3 項及び第 4 項の定めを準用する。
- 3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。
- 4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第 5 条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

（施行期日）

- 1 この規約は、この組合の成立の日から施行する。
- 1 1962 年 7 月 13 日制定・施行する
- 1 2002 年 5 月 25 日一部改正・施行する

<ul style="list-style-type: none"> 1 2008年5月17日一部改正・施行する。 1 2013年5月25日一部改正・施行する。 1 2016年5月27日一部改正・施行する。 1 <u>2022年4月1日一部改正・施行する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2008年5月17日一部改正・施行する。 1 2013年5月25日一部改正・施行する。 1 2016年5月27日一部改正・施行する。
--	--

総代選挙規約変更案 新旧対照表

変更案	現行条文
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、<u>大阪公立大学生生活協同組合</u>（以下、「組合」という。）の総代の選挙と補充について定める。</p> <p>(選挙区と定数)</p> <p>第2条 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款<u>第43条</u>の定める範囲内において理事会で定める。</p> <p>(施行期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 この規約は、この組合の成立の日から施行する。 1 1962年7月13日制定・施行する。 1 2002年5月25日一部改正・施行する。 1 2008年5月17日一部改正・施行する。 1 2013年5月25日一部改正・施行する。 1 2016年5月27日一部改正・施行する。 1 <u>2022年4月1日一部改正・施行する。</u> 	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、<u>大阪市立大学生生活協同組合</u>（以下、「組合」という。）の総代の選挙と補充について定める。</p> <p>(選挙区と定数)</p> <p>第2条 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款<u>第44条</u>の定める範囲内において理事会で定める。</p> <p>(施行期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 この規約は、この組合の成立の日から施行する。 1 1962年7月13日制定・施行する。 1 2002年5月25日一部改正・施行する。 1 2008年5月17日一部改正・施行する。 1 2013年5月25日一部改正・施行する。 1 2016年5月27日一部改正・施行する。

役員選挙規約変更案 新旧対照表

変更案	現行条文
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、<u>大阪公立大学生生活協同組合</u>（以下、「組合」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選挙と補充について定める。</p> <p>(不適格者)</p> <p>第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、<u>以下の者は役員としての被選挙権を有</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、<u>大阪市立大学生生活協同組合</u>（以下、「組合」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選挙と補充について定める。</p> <p>(不適格者)</p> <p>第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、<u>破産手続開始の決定を受け、復権し</u></p>

<p>しない。</p> <p><u>(1)被補助人</u></p> <p><u>(2)破産手続開始の決定を受け、復権していない者</u></p> <p>(書面投票)</p> <p>第14条 定款第61条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、この組合成立の日から施行する。</p> <p>1 1962年7月13日制定・施行する。</p> <p>1 2002年5月25日一部改正・施行する。</p> <p>1 2008年5月17日一部改正・施行する。</p> <p>1 2013年5月25日一部改正・施行する。</p> <p>1 2016年5月27日一部改正・施行する。</p> <p>1 2020年6月3日一部改正・施行する。</p> <p>1 2022年4月1日一部改正・施行する。</p>	<p><u>ていない者は役員としての被選挙権を有しない。</u></p> <p>(書面投票)</p> <p>第14条 定款第62条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、この組合成立の日から施行する。</p> <p>1 1962年7月13日制定・施行する。</p> <p>1 2002年5月25日一部改正・施行する。</p> <p>1 2008年5月17日一部改正・施行する。</p> <p>1 2013年5月25日一部改正・施行する。</p> <p>1 2016年5月27日一部改正・施行する。</p> <p>1 2020年6月3日一部改正・施行する。</p>
---	--

理事会規則変更案 新旧対照表

<p>改正案</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 この規則は、定款第29条に基づき、<u>大阪公立大学生協同組合</u>（以下、「組合」という。）の理事会の運営等に関する事項を定める。</p> <p>2 理事会の運営に関し、法令、定款又はこの規則の定めのない事項は、理事会が定め、又は議長が決するところによる。</p> <p><削除></p>	<p>大阪市立大学生協</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 この規則は、定款第29条に基づき、<u>大阪市立大学生協同組合</u>（以下、「組合」という。）の理事会の運営等に関する事項を定める。</p> <p>2 理事会の運営に関し、法令、定款又はこの規則の定めのない事項は、理事会が定め、又は議長が決するところによる。</p> <p>(理事長、専務理事、常務理事及び常任理事の選出)</p> <p>第4条 定款第28条により、理事は理事長1人及び専務理事1人を互選する。また、必要に応じて常務理事若干名を互選することができる。</p> <p>2 理事長は教職員常任理事2人、学生常任理事2人</p>
--	---

を推薦し、理事会の承認を得る。

(開催)

第4条 理事会は原則として毎月1回開催する。ただし、理事長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

(招集者)

第5条 理事会は理事長がこれを招集する。ただし、理事長に事故あるときは、定款第28条に定めるところにより、理事長の職務を代行する者が招集する。

2 定款第29条の定めるところにより、理事が理事会の招集を請求したときは、請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内を会日とする理事会の招集が行われなかった場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。

3 前項の規定は、定款第35条第7項の規定により、監事が理事会の招集を請求した場合について準用する。

(招集手続)

第6条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、定款第30条第1項に基づき、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、前項の規定にかかわらず、招集の手続を省略することができる。

3 第1項の理事会の招集通知は、電磁的方法によって行うことができる。

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは、定款第28条に定めるところにより、理事長の職務を代行する者がこれにあたる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は指名する理事を議長とすることができる。

(成立要件及び議決要件)

(開催)

第5条 理事会は原則として毎月1回開催する。ただし、理事長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

(招集者)

第6条 理事会は理事長がこれを招集する。ただし、理事長に事故あるときは、定款第28条に定めるところにより、理事長の職務を代行する者が招集する。

2 定款第29条の定めるところにより、理事が理事会の招集を請求したときは、請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内を会日とする理事会の招集が行われなかった場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。

3 前項の規定は、定款第35条第6項の規定により、監事が理事会の招集を請求した場合について準用する。

(招集手続)

第7条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してなければならない。ただし、定款第30条第1項に基づき、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、前項の規定にかかわらず、招集の手続を省略することができる。

3 第1項の理事会の招集通知は、電磁的方法によって行うことができる。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは、定款第28条に定めるところにより、理事長の職務を代行する者がこれにあたる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は指名する理事を議長とすることができる。

(成立要件及び議決要件)

第8条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事は書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使することができない。

3 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときで、すべての監事が異議を述べなかったときは、すべての理事から提案に同意する旨の書面又は電磁的記録が到達した日をもって、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議決事項)

第9条 法令又は定款の定める事項のほか、次の事項は理事会の議決を経なければならない。

- (1) 常勤理事の選任及び待遇に関する事項
- (2) 事業計画に基づく事業執行及び経営の方針及び重要政策に関する事項
- (3) 事業所の開設及び閉鎖に関する事項
- (4) 出資・加入金が3,000万円以下であり、会費が年額1,000万円以下である他の団体への加入または脱退に関する事項(2013年の通常総代会での決定による)
- (5) 重要な契約に関する事項
- (6) 重要な訴訟に関する事項
- (7) 1件100万円以上の固定資産の取得、改造、修理及び処分に関する事項
- (8) 1件10万円以上の寄付に関する事項
- (9) 資金の運用に関する基本的な事項
- (10) 1件500万円以上の借入金に関する事項
- (11) 通常業務以外の債務保証に関する事項
- (12) 総代会の議決により理事会に委任された事項
- (13) 他の規約または規則により理事会の議決を要すると定められた事項
- (14) その他理事会において必要と認めた事項

(報告)

第10条 理事長は、理事会において次の事項を報告

第9条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事は書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使することができない。

3 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときで、すべての監事が異議を述べなかったときは、すべての理事から提案に同意する旨の書面又は電磁的記録が到達した日をもって、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議決事項)

第10条 法令又は定款の定める事項のほか、次の事項は理事会の議決を経なければならない。

- (1) 常勤理事の選任及び待遇に関する事項
- (2) 事業計画に基づく事業執行及び経営の方針及び重要政策に関する事項
- (3) 事業所の開設及び閉鎖に関する事項
- (4) 出資・加入金が3,000万円以下であり、会費が年額1,000万円以下である他の団体への加入または脱退に関する事項(2013年の通常総代会での決定による)
- (5) 重要な契約に関する事項
- (6) 重要な訴訟に関する事項
- (7) 1件100万円以上の固定資産の取得、改造、修理及び処分に関する事項
- (8) 1件10万円以上の寄付に関する事項
- (9) 資金の運用に関する基本的な事項
- (10) 1件500万円以上の借入金に関する事項
- (11) 通常業務以外の債務保証に関する事項
- (12) 総代会の議決により理事会に委任された事項
- (13) 他の規約または規則により理事会の議決を要すると定められた事項
- (14) その他理事会において必要と認めた事項

(報告)

第11条 理事長は、理事会において次の事項を報告

しなければならない。

- (1) 事業の執行状況に関する事項
- (2) 理事会において決定した案件の執行状況に関する事項
- (3) 理事会が特に報告を求めた事項
- (4) 法令又は定款により理事会への報告が必要とされている事項
- (5) その他特に必要と認めた事項

2 前項の報告を行うにあたり必要があるときは、理事長は他の役職員にこれを行わせることができる。

3 理事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(常任理事会)

第11条 理事会は、理事長、専務理事及び理事会で互選された理事によって構成する常任理事会を設置することができる。

2 常任理事会は、日常の業務執行及び理事会で決定した事項の執行について、理事長を補佐する。

3 常任理事会の細則は別に定める。

(小委員会)

第12条 理事会は、特定の案件に関する検討を付託するために小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員長及び委員は理事会において選任する。

3 小委員会は付託された案件に関する検討の結果について、理事会に報告しなければならない。

4 小委員会の運営については、小委員会において定める。

(専決)

第13条 理事会の議決事項であっても、緊急の処理を要するため理事会を招集する暇がないときは、理事長がこれを専決する。この場合、理事長は常任理事会を招集して審議を求めることができる。

2 理事長が前項により専決したときは、次の理事会にその内容を報告し、承認を受けなければならない。

(議事録)

しなければならない。

- (1) 事業の執行状況に関する事項
- (2) 理事会において決定した案件の執行状況に関する事項
- (3) 理事会が特に報告を求めた事項
- (4) 法令又は定款により理事会への報告が必要とされている事項
- (5) その他特に必要と認めた事項

2 前項の報告を行うにあたり必要があるときは、理事長は他の役職員にこれを行わせることができる。

3 理事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(常任理事会)

第12条 理事会は、理事長、専務理事、~~常任理事~~及び理事会で互選された理事によって構成する常任理事会を設置する。

2 常任理事会は、日常の業務執行及び理事会で決定した事項の執行について、理事長を補佐する。

3 常任理事会の細則は別に定める。

(小委員会)

第13条 理事会は、特定の案件に関する検討を付託するために小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員長及び委員は理事会において選任する。

3 小委員会は付託された案件に関する検討の結果について、理事会に報告しなければならない。

4 小委員会の運営については、小委員会において定める。

(専決)

第15条 理事会の議決事項であっても、緊急の処理を要するため理事会を招集する暇がないときは、理事長がこれを専決する。この場合、理事長は常任理事会を招集して審議を求めることができる。

2 理事長が前項により専決したときは、次の理事会にその内容を報告し、承認を受けなければならない。

(議事録)

<p><u>第14条</u> 理事長は、法令及び定款の定めに従って議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録には、出席した理事及び監事の全員の署名又は記名押印を得なければならない。</p> <p>(傍聴)</p> <p><u>第15条</u> 議長が必要と認めたときは、理事会の傍聴をさせることができる。</p> <p>(改廃)</p> <p><u>第16条</u> この規則の改廃は、理事会において出席した理事の3分の2以上の多数による議決を要する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、1962年7月13日制定・施行する。</p> <p>1 2002年5月25日一部改正・施行する。</p> <p>1 2008年5月17日一部改正・施行する。</p> <p>1 2013年5月25日一部改正・施行する。</p> <p>1 2016年2月25日一部改正・施行する。</p> <p>1 2022年4月1日一部改正・施行する。</p>	<p><u>第15条</u> 理事長は、法令及び定款の定めに従って議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録には、出席した理事及び監事の全員の署名又は記名押印を得なければならない。</p> <p>(傍聴)</p> <p><u>第16条</u> 議長が必要と認めたときは、理事会の傍聴をさせることができる。</p> <p>(改廃)</p> <p><u>第17条</u> この規則の改廃は、理事会において出席した理事の3分の2以上の多数による議決を要する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、1962年7月13日制定・施行する。</p> <p>1 2002年5月25日一部改正・施行する。</p> <p>1 2008年5月17日一部改正・施行する。</p> <p>1 2013年5月25日一部改正・施行する。</p> <p>1 2016年2月25日一部改正・施行する。</p>
--	---

監事監査規則変更案 新旧対照表

変更案	現行条文
<p><削除></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令及び定款の規定に基づき、<u>大阪公立大学生生活協同組合</u>（以下「組合」という。）の監事の監査に関する基本事項を定めるものである。</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条～第5条）</u></p> <p><u>第2章 監事の職務（第6条～第13条）</u></p> <p><u>第3章 監事会（第14条～第24条）</u></p> <p><u>第4章 監査業務（第25条～第33条）</u></p> <p><u>第5章 その他（第34条）</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令及び定款の規定に基づき、<u>大阪市立大学生生活協同組合</u>（以下「組合」という。）の監事の監査に関する基本事項を定めるものである。</p>

<p>(内部監査部門等との関係)</p> <p>第29条 <u>生活協同組合連合会大学生協事業連合</u> (以下、「事業連合」という。)・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等が内部監査・会計に関する助言等を行っているときは、監事は、それらと緊密な関係を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 監事は、事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等の行う監査・会計指導等の計画書及び報告書等の提出を求めることができる。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、2008年5月17日から施行する。</p> <p>1 2016年5月27日一部改正。</p> <p>1 2016年10月12日一部改正・施行する。</p> <p>1 2022年4月1日一部改正・施行する。</p>	<p>(内部監査部門等との関係)</p> <p>第29条 <u>生活協同組合連合会大学生協阪神事業連合</u> (以下、「事業連合」という。)・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等が内部監査・会計に関する助言等を行っているときは、監事は、それらと緊密な関係を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 監事は、事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等の行う監査・会計指導等の計画書及び報告書等の提出を求めることができる。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、2008年5月17日から施行する。</p> <p>1 2016年5月27日一部改正。</p> <p>1 2016年10月12日一部改正・施行する。</p>
--	---

大阪市立大学生生活協同組合設立趣意書

大阪市立大学生生活協同組合は、敗戦後の荒廃した経済生活の中に、学生の生活を守る組織として、学生生活協同組合として発足し、幾多の困難の中にも、学生を中心として、その経営活動が行われて来た。当時、本学の中心をなす杉本町学舎は、占領軍によって接收され、その全面的解除が行われたのは、ようやく昭和三十一年であったため、学園の復興は他の官公、私立大学に比してきわめて立ち遅れるに至った。その結果、学生生活協同組合の活動も、幾多の制約を受けて、その発展は多分に停滞を余儀なくされていた。しかし幸にも学舎返還の後には、新しい学園づくりが次第に軌道にのり、ここ数年、学舎の新建設、学生の杉本町学舎への集結が進行するとともに、組合の活動も次第に活発化した。特に昭和三十六年度には、新学生ホールの竣工とともに、教官職員の全面的協力と、ほぼその全員の加入を見るに及んで、組合は、量質共に一段の規模拡大を実現し、大阪市立大学協同組合と改称するに至った。このように、組合は、戦後十数年にして、漸く段階的発展の期を迎えつつあるが、今後、協同組合事業を、一層組織の面に於ても、経営の規模に於ても一段と強化し合理化する必要に迫られているのが現状である。また近來の日本経済は高度成長のもとに繁栄を続けつつあるとはいえ、最近の物価騰貴等の一連の経済現象は、勤労大衆の家庭をその生活的背景としている多数の学生・教職員の生活に幾多の圧迫を加えつつある。このような状態の下に於て、我々は、我々の経済生活や文化活動を自ら保障し、より豊かな学園生活を実現する為に、現在の協同組合をより強化する必要を痛感せざるをえない。そのためには、今後の組合の対外的な社会的経済的信用を確立し、組合を法の保護の下に置いて、その存立の基礎を固めることが、喫緊の要務であると思料し、茲に大阪市立大学生生活協同組合は、消費生活協同組合法の定める特殊法人「大阪市立大学生生活協同組合」を設立しようとするものである。各位の積極的な御賛同、御協力を仰ぐ次第である。

昭和三十七年五月十四日

大阪市立大学生生活協同組合発起人会

